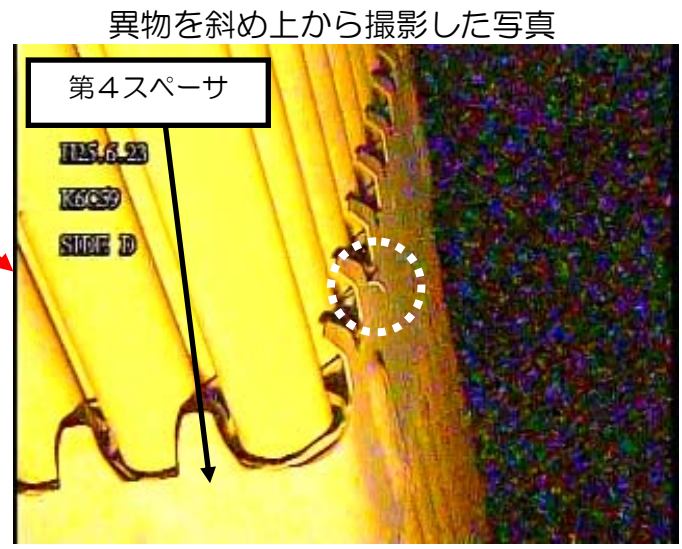
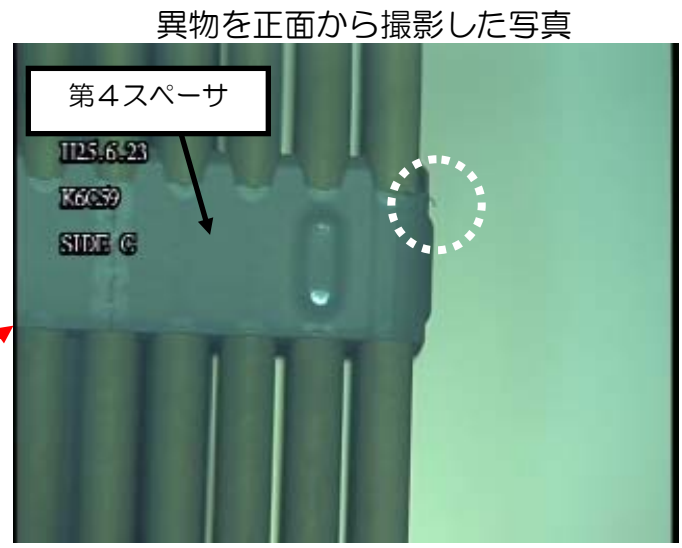
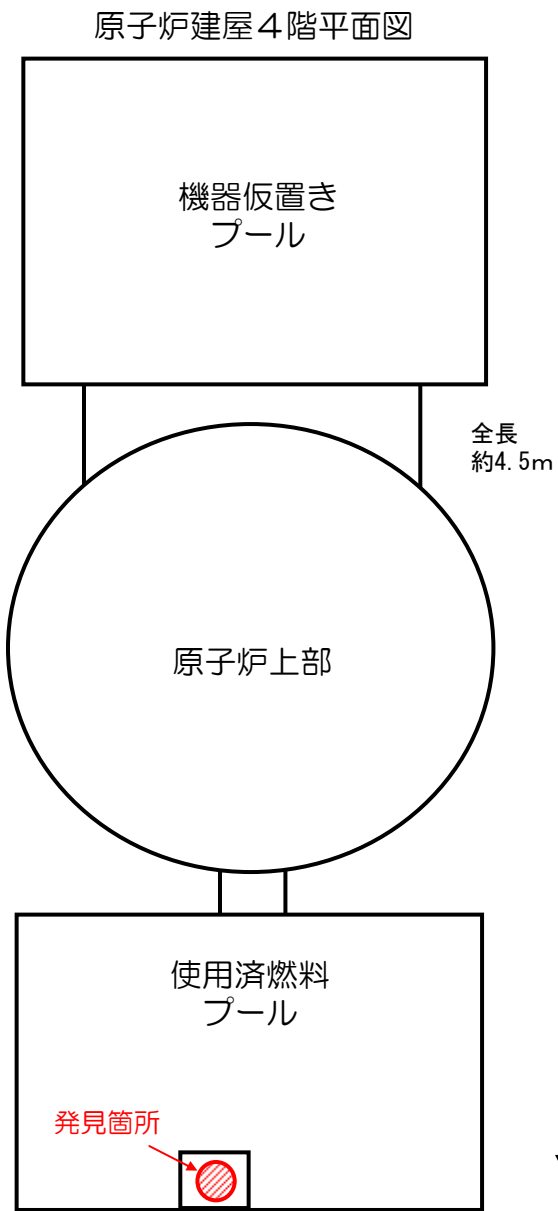


区分：Ⅱ

場所	6号機	
件名	使用済燃料プール内の使用済燃料集合体における異物らしきものの発見について	
不適合の概要	<p>定期検査中の6号機原子炉建屋4階の使用済燃料プールにおいて、平成24年10月19日ならびに11月28日に原子力規制委員会から受領した指示文書「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機の燃料集合体ウォータ・ロッド*の曲がりについて（指示）」に基づく燃料集合体の外観点検を進めておりますが、6月23日午後3時00分頃、燃料集合体の外観確認中に燃料集合体の外周部に異物らしきものを水中カメラにて発見しました。</p> <p>それを受け、6月24日、水中カメラのビデオ映像等にて詳細を確認したところ、午前9時55分頃、異物らしきもの（確認できる範囲では、長さ：約10mm 太さ：約0.2mm（1本））であることを確認しました。</p> <p>当該燃料集合体は平成12年から平成19年まで問題なく使用した後、現在は使用済燃料として保管しており、今後使用する予定もないため、安全上の影響はありません。</p> <p>当所においては、近年、管理区域内におけるワイヤブラシ等の全面使用禁止等の厳格な異物混入防止対策に取り組んでいるところであり、新たな異物等の混入の可能性は低いものと考えております。</p> <p>* ウォータ・ロッド 燃料集合体の中央部に燃料棒と並行して設けられている中空の管で、内部に水を通すことにより燃料集合体内部の出力の最適化を図るもの。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u>	<損傷の程度> <input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中
対応状況	当該燃料集合体は過去(平成12年～平成19年)に使用していたものであり、今後使用する予定はありません。また、当該の異物らしきものについては、回収が困難であることから、当該燃料集合体については、今後使用済燃料プール内で適切に保管管理を行ってまいります。	



確認した異物らしきもの
(長さ約1cm、太さ約0.2mm (1本))